

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏名 森 山 由 孝	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 アメリカ合衆国ミズーリ州 ワシントン大学セントルイス校
提出書面 平成26年4月25日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月26日～平成26年4月25日） 4月2日～14日 日本へ一時帰国 4月21日～25日 セントルイス郡裁判所において民事事件の傍聴		
キーワード欄 ・一時帰国時の手続について		

平成26年4月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 判事補海外留学研究員
(派遣地 ワシントン大学セントルイス校)
東京地方裁判所判事補 森山 由孝

謹啓

春日の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

セントルイスもようやく春を迎え、ここ数日穏やかな晴天の日々が続いています。

今月は私事により一時帰国をすることになってしまい、慌ただしい日々を過ごすだけとなってしまいましたが、一時帰国時の手続等を報告させていただき、今後の研究員の方の参考にしていただければと思います。

第1 一時帰国時の手続について

1 米国出国まで

事前に秘書課の担当者であった小林さんから、一時帰国に際しては学校側の手続も必要となるかもしれない旨を伺っていたので、学校側に確認しておいたところ、J-1ビザの資格で入国した場合、再入国するためには、DS2019に学校担当者（当校の場合は、留学生等の統括機関である OISS (Office for International Students and Scholars) の担当者）に署名を貰う必要があるということが分かりました。

署名自体は申請すれば翌日までには貰うことができるものの、申請に際しては出入国日を申請する必要があるため、一時帰国の承認が行なわれてから、OISS への申請を行う必要がありました。

したがって、一時帰国の日程を決めるためには、この署名を貰うまでの時間も計算に入れる必要があると思われます。

2 日本入国から出国まで

日本入国後は公用旅券の申請等の手続がありましたが、秘書課の皆様にとってもスムーズに対応していただいたため、特段問題になることはありませんでした。

3 米国再入国について

米国の再入国に際しては、初回の入国時と同様、パスポート、J1ビザ、DS2019等の書類の提示を求められました。また、OISSの担当者からは、空港の職員によっては、受け入れ先からの Invitation letter の提示を求め

られるかもしれないので、それも持参したほうが良いというアドバイスをいただいたのですが、今回提示を求められることはありませんでした。

今回の入国審査は、初回の入国時よりも相当簡単な審査で終わったという印象でしたが、これは空港や時間帯、担当職員等の様々な要因によって異なると思われますので、再入国に際しても必要書類を確実に準備しておくことが重要かと思われます。

なお、再入国後は、出入国カードである I-94 の印刷が再度必要となり、これがないと滞在資格を立証することができないという説明を OISS の担当者から受けたので、改めて I-94 の印刷を行いました。

第2 セントルイス郡裁判所における民事事件の傍聴

米国に再入国から数日後、セントルイス群裁判所の [REDACTED] からご連絡をいただき、同判事が担当されている民事事件（医療訴訟）の傍聴を行いました。併せて、同判事からは、今回の訴訟の経緯やプレトリアル手続の概要、同種訴訟の特徴等についてご説明いただきました。

第3 最後に

今回の一時帰国に関しては、年度末、年度初めの大変お忙しい時期にも関わらず、秘書課及び人事局の皆様迅速に対応していただき本当に感謝しており、改めてお礼を申し上げます。

[REDACTED] しつかりと気を取り直して残りの3か月間を充実したものになりたいと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

敬白

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏名 森 山 由 孝	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 アメリカ合衆国ミズーリ州 ワシントン大学セントルイス校
提出書面 平成26年5月26日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月26日～平成26年5月26日） 平成26年4月26日～5月16日 ミズーリ州セントルイス市裁判所での 法廷傍聴，施設見学など 5月19日～ ミズーリ州セントルイス郡裁判所での法廷傍聴， 裁判官に対するインタビュー，独占禁止法に関する リサーチ		
キーワード欄 ・ミズーリ州セントルイス市裁判所での傍聴等 ・ワシントン大学セントルイス校の新 Dean 着任 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----		

平成26年5月26日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 判事補海外留学研究員
(派遣地 ワシントン大学セントルイス校)
東京地方裁判所判事補 森山 由孝

謹啓

軽暑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

セントルイスでは、キャンパスや公園の木々も新緑の見頃を迎え、とても気持ちのよい日々が続いていますが、ここ1週間ほど日中の気温が30度近くになるなど、あっという間に夏を迎えつつあります。

以下、今月の活動内容を簡単にご報告させていただきます。

第1 ミズーリ州セントルイス市裁判所での法廷傍聴について

今月は、4月28日から約3週間にわたり、セントルイス市裁判所 (St. Louis City Court) で、民事事件のトライアルの傍聴を中心に、ドラッグコート (Drug Court) の傍聴、法廷設備の見学等を行うことができました。

同裁判所は、ミズーリ州の中心地区であるセントルイス市のみを管轄とする裁判所であり、管轄内の人口こそ少ないものの、事件数で見ると、セントルイス郡裁判所 (St. Louis County Court) に次ぐ事件数を抱える裁判所となっています。

今回傍聴した民事事件は、セントルイスに本社を置く世界的ビールメーカーであるアンハイザー・ブッシュ社 (日本でも販売されているバドワイザー (Budweiser) を生産している会社です。) の元女性従業員が、男女差別によって、同クラスの男性従業員に比べて、低い賃金しか支払われなかったとして、同社に対して、その差額及び慰謝料の支払いを求めた事件でした。

原告が同社における重要なポストに就いていた人物であること (日本における執行役員のような立場) や、被告がセントルイスを代表する大企業であること及び男女差別を原因とする訴訟であったこと (加えて、彼女の給料が元々100万ドルを超えるものであり、彼女の主張する損失が1000万ドルを超える巨額の請求であったことも多分に影響していたものと思われる。) などの理由から、この事件は、地元メディアを始め、セントルイス中で注目を集める事件となっており、陪審員候補者として200人以上が呼び出され、トライアルの期間も約3週間にわたるなど、これまでセントルイスで傍聴してきた事件の中でも最も規模の大きいものでした。

この事件の評議は、5月15日の午後12時過ぎから行なわれたのですが、5時間近い評議を経ても、同日中に陪審員が結論に達することはできなかったため、翌日再度評議を行うということになり、陪審員も判断に迷うとともに、このような事件を審理することに対するプレッシャーを感じているように見受けられました。また、同事件を担当していた [] は、この種の社会的な注目を集める事件において、日をまたいで評議を行うことについては、外部からの影響を受けてしまう危険性や反対に外部に情報が流出してしまう危険性があるため、できる限り避けたかったとおっしゃっており、陪審員とマスコミとの関係について気を配っている様子が印象的でした（なお、この事件については、最終的に原告の請求を棄却するという評決が下されました。）。

この他、セントルイス市裁判所では、上記事件の傍聴の間に、Drug Courtや民事事件のケースマネジメントの実情に関する説明をしていただくとともに、法廷やインターネットを利用した訴状等の提出への対応を行う部署等を見学させていただくことができました。これまでは主にセントルイス郡裁判所での傍聴等を中心に行なっていたのですが、同じミズーリ州の裁判所でも、それぞれの裁判所によって細かい運用等は異なっており、日本の裁判所との比較という観点からだけではなく、同じ州裁判所同士での比較という観点からも非常に興味深いものがありました。

第2 その他の報告について

既にお伝えしているところではありますが、ワシントン大学セントルイス校の新Deanに、 [] が5月15日付で着任されました。現在までのところ、教授のスケジュールの関係でお会いすることはできていませんが、帰国までに機会があればご挨拶にうかがいたいと考えています。

第3 最後に

5月16日には、ワシントン大学セントルイス校で卒業式が開催され、LLMコースの留学生を始めとするロースクールの学生と別れを惜しみ合いました。彼らのほとんどはその後各州の司法試験を受験するとのことですが、この1年間、ロースクールの学生からは色々な刺激を受けることができ、本当に貴重な経験を得ることができたと思います。

私の海外生活も残り約2か月となりましたが、この期間で、帰国に向けた準備をしつつ、これまでの研究成果などを取りまとめていきたいと考えております。

日本ではもうすぐ梅雨の時期を迎えることと思いますが、秘書課の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛ください。

敬白

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡(第8回)

氏名 森 山 由 孝	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 アメリカ合衆国ミズーリ州 ワシントン大学セントルイス校
提出書面 平成26年6月26日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月27日～平成26年6月26日） 平成26年5月27日～6月26日 ミズーリ州セントルイス郡裁判所での 法廷傍聴，裁判官に対するインタビュー，独占禁止 法に関するリサーチ		
キーワード欄 ・ミズーリ州セントルイス郡裁判所 []，[]，[] に対 するインタビュー ・ワシントン大学セントルイス校 [] に対するインタビュー		

平成26年6月26日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 判事補海外留学研究員
(派遣地 ワシントン大学セントルイス校)
東京地方裁判所判事補 森山 由孝

謹啓

初夏の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本では梅雨の時期を迎え天候が優れない日が続いていることと思いますが、セントルイスは概ね晴天（ただし、1日のうちに1回は雷雨に見舞われています）が続いており、この時期から8月末までは、市内にあるフォレストパークという公園（ニューヨークのセントラルパークの1.5倍の広さを誇るセントルイス市民の憩いの場です。）での野外オーケストラやシェークスピアの舞台公演などが行なわれています。

また、ご存知のとおり、今月はサッカーのワールドカップが開幕しましたが、今回のワールドカップを通じて、セントルイスはボスニア・ヘルツェゴビナからの移民、労働者が多いということを初めて知り、改めてアメリカで生活する人々の多様性に驚かされた次第です。

以下、今月の活動内容を簡単にご報告させていただきます。

第1 ミズーリ州セントルイス郡裁判所 [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]
[REDACTED] に対するインタビュー

先月、セントルイス市裁判所におけるケースマネジメントやプレトリアル手続に関する運用についてお話を伺ったことから、今月は、セントルイス郡裁判所における同種手続の運用について、同裁判所の [REDACTED], [REDACTED] 及び [REDACTED] からそれぞれお話を伺うことができました（[REDACTED] は、これまでも裁判の傍聴等で色々と便宜を図っていただき、これまでも報告書簡中において紹介させていただいた方ですが、[REDACTED], [REDACTED] は、ワシントン大学セントルイス校の春学期の証拠法の講義を担当されており、今後とも研究員の活動に対して協力していただけることが期待できると思われる方々です。）。

セントルイス市裁判所においては、連邦裁判所と同様、事件の種類、類型に応じてディスカバリーに要する日数などを定型的に決定するトラック・システム (Track system) を導入しているという説明だったのですが、セントルイス郡裁判所においては、同システムを採用するかどうかは個々の裁判官の判断に委ねられているということで、今回お話を伺った3人の裁判官につ

いても、[REDACTED]は、事件の概要だけでは必ずしも適切なディスカバリーの期間等を定めることができず、かえって長期化したり、事件の本質を掴みきれないことがあるという見解から、track system を利用していないということでした。

これまでの印象からすると、米国においては適切なケースマネジメントを図ることが審理の迅速化につながり、そのためには初期の段階で事件を適切に振り分けることが重要であるという考え方が浸透しているものと思っていましたが、今回、3人の裁判官からお話を伺い、その考え方自体はいずれの裁判官も尊重しているものの、それを実現するための手段については、個々の裁判官の創意工夫に委ねられている部分もあるのだと感じました。

第2 ワシントン大学セントルイス校 [REDACTED] に対するインタビュー

その他、今月はワシントン大学セントルイス校の [REDACTED] に米国独占禁止法に関するインタビューを行いました。同教授には、これまで何回も米国の独占禁止法に関する裁判例や議論に関し、質問をさせていただき、また、参考となる文献もご紹介いただくなど、私の研究テーマについて大変ご協力を頂きました。

今回のインタビューは、最後の仕上げという意味も込めて、米国を始めとする各国の独占禁止法の中核をなすカルテルに対する規制について、そのポイントの1つである「共謀」（日本の独占禁止法においては「意思の連絡」）に関する議論の今後の行方についてのお話を伺いました。

今回のインタビューやこれまでの独占禁止法に関するリサーチの結果については、別途研究報告という形でご報告させていただきたいと思います。

第3 最後に

私の留学生活もいよいよ残り1ヶ月を切ってしまいました。1年間でもっと色々なことを勉強することができたのではないかという忸怩たる思いもありますが、皆様のお陰で非常に充実した研究生活を送ることができました。

これからは帰国に際し、トラブルを残さないように、各種手続を滞り無く行うとともに、お世話になった大学関係者や裁判官の皆様にご挨拶に伺い、これまでのお礼と後任者に対しても引き続きご協力いただけるようお願いしていきたいと思います。

秘書課の皆様におかれましては、時節柄、どうぞお身体ご自愛ください。

敬白

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏名 森 山 由 孝	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 アメリカ合衆国ミズーリ州 ワシントン大学セントルイス校
提出書面 平成26年7月14日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年6月26日～平成26年7月14日） 平成26年7月10日 ワシントン大学セントルイス校 [] と面会 11日 ミズーリ州セントルイス郡裁判所 [] と面会 14日 ミズーリ州セントルイス郡裁判所 [] と面会		
キーワード欄 ・ 大学関係者および裁判官に対する帰国時の挨拶 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----		

平成26年7月14日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 判事補海外留学研究員
(派遣地 ワシントン大学セントルイス校)
東京地方裁判所判事補 森山 由孝

謹啓

盛夏の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今月は帰国の準備に加え、後任への引継作業等に追われてしまいましたが、以下、簡単に今月の活動の概要等を報告いたします。

第1 大学関係者および裁判官に対する帰国時の挨拶について

7月10日には、ワシントン大学セントルイス校の[]と、11日と14日には、セントルイス郡裁判所の[]とお会いし、1年間お世話になったお礼と、今後も引き続き日本からの裁判官の研究活動への協力をお願いし、皆様から快諾をいただくことができました。

私の後任の佐藤裁判官は、現在のところ、裁判所での傍聴等を中心に活動する予定と伺っていますが、[]や、[]からは、傍聴等に対する便宜を図っていただくだけでなく、佐藤裁判官の研究活動にご協力いただける他の裁判官のご紹介等も期待できると思いますので、佐藤裁判官にも、これらの方々の連絡先をきちんと引き継いでいきたいと思っています。

この後も帰国前に、大学の受入担当者である[]と、[]を始め、お世話になった方々にご挨拶に伺う予定です。

なお、細かい点となりますが、アメリカでは、7月4日が独立記念日のため、これに併せて教授や裁判官はこの7月上旬に休暇をとることが多いようで、アポを確保するのが難しいということがありました。帰国のタイミングにもよるとは思いますが、7月下旬に帰国するため、7月上旬から中旬に挨拶に伺う予定の場合には、少し早めにスケジュールを確認しておいたほうが無難かもしれないと感じました。

第2 最後に

この1年間を振り返ってみると、本当にあっという間に時間が過ぎてしまったと感じますが、私にとっては、こちらでの生活の全てが良い経験になりました。また、[]に挨拶に伺い、お話をさせていただいた際にも感じたことですが、日本とアメリカの司法制度や法解釈、実務の運用等で異

なる点は色々と存在したものの、重要なのはそのどちらが優れているのかという点ではなく、そのような違いが存在することを認識して、自国の制度が絶対的なものでなく、時代や社会によって変化していくものであるということを感じ、それを前提に日々の職務について考察し、改善していくという点にあるのではないかと思います。

帰国後は、個々の事件について向き合うことはもちろんですが、現在の実務の運用に満足することなく、社会や時代の要請に応えることのできるよう研鑽を重ねていく所存です。

研究生生活を無事に全うできましたのも、秘書課の皆様のサポートのおかげです。今後もどこかの裁判所で一緒させていただくこともあるかと思いますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

1年間本当にありがとうございました。

敬白